

## 議案第40号

上越市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

上越市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月28日提出

上越市長 中川 幹 太

上越市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

上越市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和46年上越市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条第1号中「交通機関」の次に「又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）」を、「運賃」の次に「又は料金（以下この条において「運賃等」という。）」を加え、同条第3号中「交通機関」を「交通機関等」に、「運賃」を「運賃等」に改める。

第6条の2第1項中「同居していた配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「前項の規定による」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することになった職員で、当該職員となった直前の住居から当該職員となった直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他前項の規定による」に、「前項」を「同項」に改める。

第10条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の第4条の適用については、同条第1項中「支給する」とあるのは、「支給する。ただし、次項第6号に該当

する扶養親族に係る扶養手当は、管理者が定める職員に対しては、支給しない」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）」

とする。